

## 県によるキョンの捕獲事業実施のお知らせ

千葉県環境生活部自然保護課

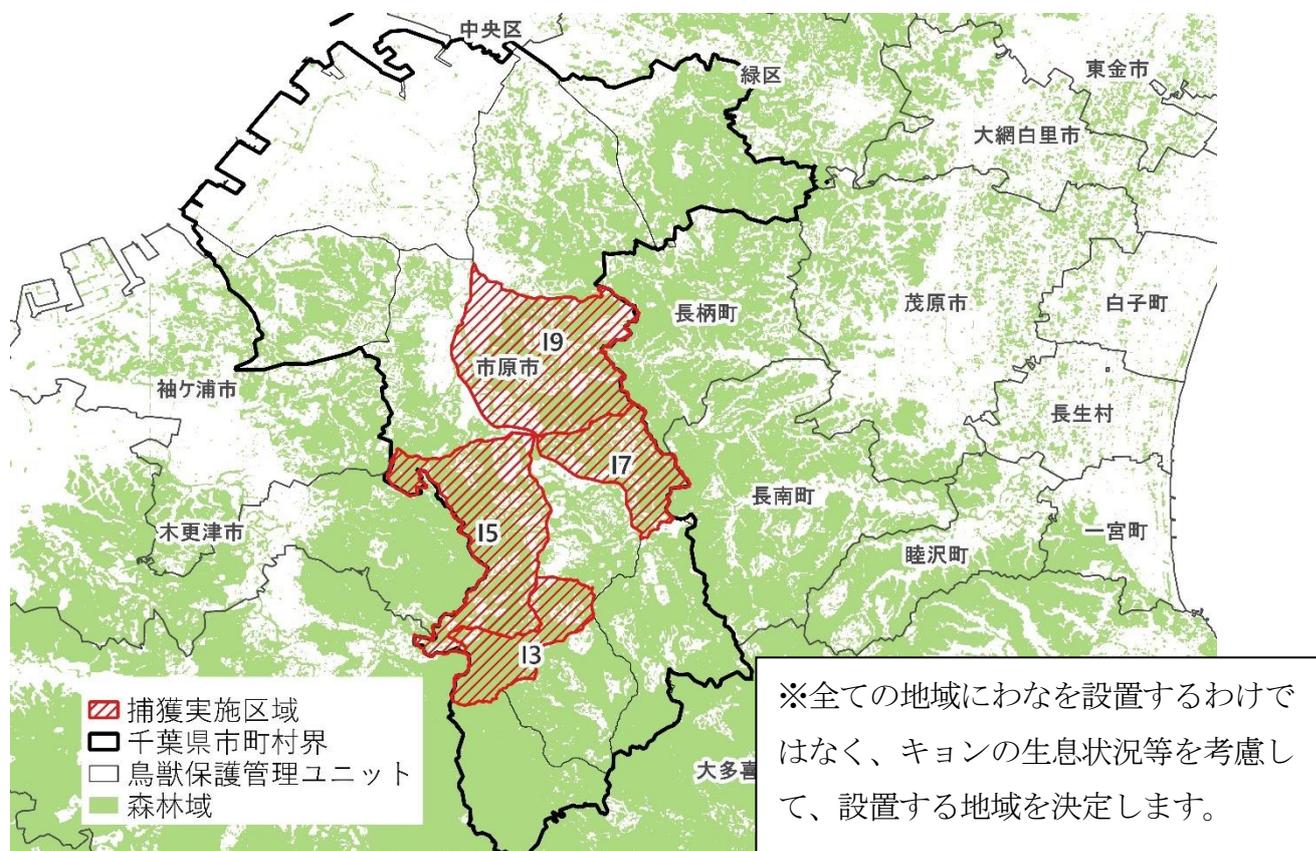
千葉県では、県が主体となりキョンの捕獲を行う、外来種特別対策事業（キヨン）を実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 実施期間

令和7年11月から令和8年3月まで

#### 2 実施地域（市原市内の一部区域）



#### 3 実施方法

- ・キヨンを捕獲対象とし、くくりわなを実施地域に設置します。
- ・森林内及び森林に接する農地にのみ設置することとし、住宅地及びその周辺には設置しません。わなには標識を設置するとともに、わなの周辺に注意看板等を設置します。
- ・わなには安全のため近づかないよう御注意ください。

本事業は千葉県自然保護課が実施するものであり、市原市は事業内容に関してお答えできませんので、ご不明な点等がありましたら、裏面の問合せ先までお願いいたします。

➡ 裏面へ続く

## ○足くくりわな

ワイヤーなどで作った輪によって、獣をくくり捕らえるわなのことです。本事業では、けもの道などの地中に埋めて設置する足くくりわなの使用を予定しています。獣が輪の中を足で踏むとワイヤーが締め、獣の足をくくりまします。

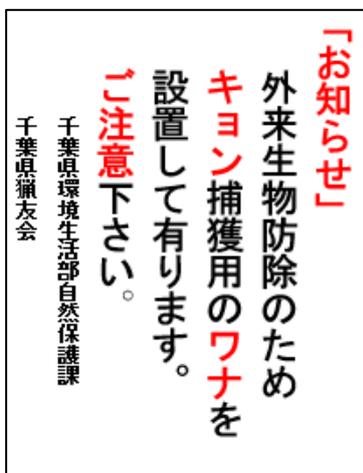


足くくりわな



野生鳥獣被害防止マニュアル(農林水産省)より引用

## ○わな周辺の注意看板の例



## ○問い合わせ先

